

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施します。

令和3年4月26日

佐賀県公安委員会委員長 安 永 恵 子

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期間及び定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施期間	定員
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	新規取得講習	令和3年5月26日(水)から同月28日(金)まで、同年5月31日(月)及び同年6月1日(火)の5日間	5人
	追加取得講習	令和3年5月31日(月)及び6月1日(火)の2日間	10人

※ 各講習とも午前8時から午後5時30分まで

※ 定員は先着順とする。

2 実施場所

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ポリテクセンター佐賀（佐賀市兵庫町大字若宮1042番地2）

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、最近5年間に法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、4号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者で、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

4 受講申込手続

(1) 受講申込書の受付期間

令和3年5月7日（金曜日）から同月13日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 受講申込書の提出先

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課）へ持参してください。

なお、申込時に申込者の本人確認を行いますので、申込者の本籍及び氏名を確認できる資料を持参してください。

(3) 提出書類

ア 共通

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの顔写真1枚を貼り付けること。） 1通

(イ) 4号警備業務に従事したことを証明する警備業者等が作成する書面 1通

(ウ) 履歴書 1通

(エ) 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合には、申込者本人の記名がある委任状 1通

イ 追加取得講習

資格者証等の写し 1通

(4) 講習手数料及び納付方法

ア 講習手数料

(ア) 新規取得講習

34,000 円

(イ) 追加取得講習

10,000 円

イ 納付方法

講習手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。

なお、納付された講習手数料は、返還しません。

5 講習の委託

この講習は、一般社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市高木瀬東二丁目13番3号）に委託して行います。

6 その他

講習を受ける際は、筆記用具及びノート類を持参してください。

7 問合せ先

最寄りの警察署、佐賀県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務管理室（電話番号 0952-24-1111 内線 3033）又は一般社団法人佐賀県警備業協会（電話番号 0952-38-2016）